白子町空家等の適正管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等の適切な管理について、空家等対策の推進に関する 特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほ か、必要な事項を定めることにより、町民の生活環境を保全し、安全で安心な 魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活 環境に悪影響を及ぼさないよう、かつ、特定空家等にならないよう、空家等の 適切な管理に努めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、空家等に関する対策を実施すると共に、所有者等への情報提供や助言等、その他の空家等に関する必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう 努めるものとする。

(協議会)

- 第5条 町は、法第7条第1項の規定により、空家等対策計画の作成及び変更並 びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」とい う。)を組織する。
- 2 協議会は、法第7条第2項の規定により、町長のほか、町長が必要と認める 者をもって構成する。
- 3 協議会の委員の定数は、10名以内とする。

(情報提供)

第6条 住民等は、適切に管理されていない空家等があると認めるときは、町に その情報を提供することができる。

(緊急安全措置)

第7条 町長は、空家等の状態に起因して、人の生命、身体又は財産に危害が及 ぶことを回避するために緊急の必要があると認めるときは、最小限度の措置を 講ずることができる。

- 2 町長は、前項の措置を講じるときは当該空家等の所在地及び措置の内容を所 有者等へ通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められ る場合又は所有者等を確知できない場合はこの限りではない。
- 3 町長は、第1項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に要した費用 を徴収することができる。

(民事による解決との関係)

第8条 この条例の規定は、適切に管理されていない空家等に関する紛争の当事者が、双方の合意による当該紛争の自主的な解決を図ることを妨げるものではない。

(協力要請)

第9条 町長は、犯罪等を防止するため必要があると認めるときは、本町の区域 を管轄する警察署等に立入調査等、助言若しくは指導、勧告又は命令の内容を 提供し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。